

令和5年 第8回美里町農業委員会総会会議録

1. 開 催 期 日 令和5年8月25日
2. 開 催 場 所 美里町役場201会議室
3. 開催時刻及び宣告者 午後 1時30分 会 長
4. 閉会時刻及び宣言者 午後 2時45分 会長代理
5. 議 長 会長 根岸 茂登雄
6. 委 員 出 席 状 況

議席番号	農業委員氏名	出欠席	議席番号	農地利用最適推進委員 氏 名	出欠席
1	関根 尚子	出席	東児玉 1	井上 彰	出席
2	塚田 あつ子	〃	〃 2	井上 進	欠席
3	深田 敏男	〃	〃 3	岡部 順一	出席
4	長谷川 雄二	〃	〃 4	萩原 良三	〃
5	飯野 泰司	〃	松久 1	小暮 義昭	欠席
6	中沢 秀樹	〃	〃 2	田端 益隆	出席
7	中島 勝	〃	〃 3	徳世 久美子	〃
8	坂本 典穂	欠席	〃 4	播摩 卓也	〃
9	中沢 健太郎	出席	大沢 1	阿武 富士子	欠席
10	根岸 茂登雄	〃	〃 2	栗原 裕	出席
11	中嶋 敬子	〃	〃 3	根岸 上	〃

農業委員会委員 出席：10名 欠席：1名 計：11名
農地利用最適化推進委員 出席： 8名 欠席：3名 計：11名

7. 会 議 参 与 者 なし
8. 事務局職員出席者 丸山 保 松田 寛之 上田 禎礎
9. 会 議 進 行 状 況

会 長	皆さんこんにちは。時間になりましたので、はじめさせていただきます。ただいまの出席数は農業委員10人、農地利用最適化推進委員8人です。農業委員の過半数に達しましたので、これより農業委員会総会第8回会議を開きます。 会議規則第13条第2項の規定により、議事録署名人に1番委員並びに2番委員を指名いたします。 会議規則第4条の規定により、議長を務めさせていただきます。これより、議事に入ります。
議 長	第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請案件について審議いたします。番号1について事務局より説明をお願いいたします。

事務局	3 ページ番号 1 をご覧ください。受人 大字〇〇〇△△△番地△ 〇〇 〇〇 渡人 〇〇市〇〇町〇〇〇△△△番地△ 〇 〇〇 土地の所在大字 〇〇〇字〇〇△△△番△ 地目 畑 面積 1 8 5 m² 権利内容 所有権 理由 規模拡大 農業者年金 無 自作地 4 4 3 m² 借受地 0 m² 貸付地 0 m² 取得状況 平成 2 7 年 1 2 月 1 3 日相続 不耕作無 家族数 2 従農数 2 経態 兼業 所有機械 耕耘機 1 台 トラック 1 台 位置 農用地区域外 自宅から 0.1 キロメートル 取得前 畑 取得後 畑 4 ページをご覧ください。左側が付近の状況図、右側が公図の写しでございます。申請地は大字〇〇〇字〇〇地内にあり、現在は保全管理されております。 受人は現在 7 2 歳の兼業農家で、妻と農業に従事しております。申請地の近くの自宅前の農地を所有しており主な栽培作物はバラ、草花を栽培しております。 申請に至った理由ですが、渡人は相続で譲り受けたが耕作できないため、受人はバラ、草花の生産向上を図るとのことです。 以上番号 1 の案件になります。ご審議の程よろしく願いいたします。
議 長	3 条番号 1 を審議いたします。3 番委員より補足説明をお願いいたします。
3 番委員	過日、申請人から連絡あり現地を確認しました。申請地ではバラを栽培していきたいとしますので問題はないと思います。ご審議の程よろしく願いします。
議 長	次に、推進委員東兎玉 1 番より意見がありましたら、お願いいたします。
推進委員 東兎玉 1 番	先日連絡いただきまして特に問題はないと思います。ご審議よろしく願いいたします。
議 長	その他推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いいたします。意見がないようですので次に移ります。 次に農業委員の方で質問がありましたら挙手をお願いします。5 番委員。

5 番委員	申請地の北側の農地はなぜ買わなかったのか教えてください。
議 長	事務局より説明をお願いします。
事務局	申請地と申請地の北側の農地は所有者が違っており、今回は申請地の所有者と話がまとまったため申請に至ったようです。受人は今後、隣接地の農地を取得し規模拡大したいとのことです。
議 長	他に、農業委員の方で質問のある方の挙手をお願いします。質問がないようですから、採決したいと思います。農地法第 3 条の番号 1 について、許可と思われる農業委員の方の挙手をお願いします。 (農業委員全員挙手) 賛成全員につき、許可と決定します。 3 条の審議が終わりましたので事務局長より審議結果の確認をお願いします。
事務局長	農地法第 3 条の番号 1 の案件につきましては許可と議決されました。
議 長	第 2 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請案件について議題といたします。番号 1 について事務局より説明をお願いします。
事務局	6 ページをご覧ください。受入 ○○○○○○○○○△丁目△△番△号 ○○ ○○○○△△△号 ○○ ○○・○○ ○○ 渡人 大字○○△△△番地△ ○○ ○○ 土地の所在 大字○○字○○△△△番△ 地目 畑 1 筆 380㎡ 転用目的 自己用住宅 権利内容 使用貸借権 許可日から 20 年間 申請 内容 職業・会社員・団体職員 新築 1 棟 106.00㎡平屋建て 取得状況 令和 2 年 6 月 17 日 相続 仮登記・抵当権 無 位置 第 1 種農地 農用地区域外 宅地に接続

	7 ページをご覧ください。大字〇〇字〇〇地内の農地になります。 次ページをご覧ください。左が公図、右が配置図になります。 受人は現在、都内の借家に住み、都内に勤務しています。手狭なこともあり、自己用住宅を検討し、妻・〇〇の父に相談したところ、申請地を紹介されたそうです。家族で相談し、妻の実家の近くであることが決め手となり、申請となったそうです。都内への通勤は、新幹線を使用するとのことです。 道路接続については、申請地東に5.4mの町道があり、そこから水道の取り出し、排水は集落排水に接続するとのことです。建物は平屋建てで建築面積は106.00㎡の予定です。以上となります。ご審議をお願いいたします。
5 番委員	5 条の規定による番号1を審議いたします。5 番委員より補足説明がありましたらお願いいたします。 現地を確認しましたが特に問題はないと思います。ご審議をお願いいたします。
議 長	次に推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いします。意見がないようですので次に移ります。 次に、農業委員の方で質問のある方の挙手をお願いします。質問がないようですから、採決したいと思います。農地法第5条の番号1について、許可相当と思われる農業委員の方の挙手をお願いします。 (農業委員全員挙手) 賛成全員につき、許可相当と決定します。 続きまして、5 条の番号2について事務局より説明をお願いします。
事務局	受 人 〇〇〇〇区〇〇〇△丁目△番△号 株式会社 〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇 渡 人 〇〇〇〇〇区〇〇〇△丁目△△番△号 〇〇〇〇〇〇〇〇△△△ 〇〇 〇〇〇 土地の所在 大字〇〇〇字〇〇〇△△△番 △△△番 地 目 田 2 筆 2, 0 2 4 ㎡ 転用目的 建築条件付分譲 権利内容 所有権 申請内容 職業・不動産業 建築条件付分譲 6 棟

	取得状況 平成17年7月2日 相続 仮登記・抵当権 無 位置 第1種農地 農用地区域外 宅地に接続 9ページをご覧ください。大字〇〇〇字〇〇〇地内の農地になります。 次ページをご覧ください。左が公図、右が配置図になります。まず、初めに、今回の建築条件付分譲とは何かについて説明します。 農地転用許可制度において、住宅を建てる目的で土地の造成のみを目的とする農地転用、いわゆる宅地分譲については、造成地が売れず住宅が建たないと単に農地をつぶすだけになってしまうことや、住宅以外が建ってしまう可能性があることで認められず、建売のみ認められていました、が、平成31年に運用が変わり、一定の条件を付けることで宅地分譲ができるようになりました。 条件につきましては、宅地の売買契約書に、土地購入後、3か月以内に建築請負契約を結ばないと、土地の売買契約が解除されることが記載されていることや、一定の販売期間が過ぎても売れなかった区画については、申請者が住宅を建て、建売をすることです。今回の配置図等の申請書類は、全区画が売れなかった場合に建売をするときのものとなっております。 区画は6区画で、道路接続は申請地の北と南の町道です。水道は南北の町道からを引き込み、排水については、南北の町道側溝及び東の用水路へ繋ぎこむ予定です。以上となります。ご審議をお願いいたします。
議 長	5条の規定による番号2を審議いたします。1番委員より補足説明をお願いします。
1番委員	先日申請人から連絡をいただきました。その後現地確認させていただきましたが特に問題はないと思います。ご審議の程よろしくをお願いします。
議 長	次に、推進委員の方から意見がありましたら挙手をお願いします。松久2番。
推進委員 松久2番	申請地東側の水路の管理は誰が行うのですか。
議 長	事務局より説明をお願いします。
事務局	水路の管理は建設課が管理すると承知しています。

議 長	その他の推進委員の方から意見がありましたら挙手をお願いします。意見がないようですので次に移ります。 次に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いします。1 番委員。
1 番委員	水路の法面の管理は地先の方が行うと思いますが、売買契約の時に念書等はいただくのでしょうか。
議 長	事務局より説明をお願いします。
事務局	契約時にそのような念書等を結ぶというのは聞いたことがありません。
議 長	他に、農業委員の方で質問のある方の挙手をお願いします。質問がないようですから、採決したいと思います。農地法第5条の番号2について、許可相当と思われる農業委員の方の挙手をお願いします。 (農業委員全員挙手) 賛成全員につき、許可相当と決定します。 続きまして、5条の番号3について事務局より説明をお願いします。
事務局	6 ページをご覧ください。受人 ○○市○○△△△△番地 ○○○○○○○○△△△号 ○○ ○ 渡人 大字○○△△△番地 ○○ ○○ 土地の所在 大字○○字○○△△番△ △△番△ 地目 畑 2 筆 4 9 3 m² 転用目的 自己用住宅 権利内容 所有権 申請内容 職業・会社員 新築 1 棟 1 2 0 . 9 0 m² 平屋建て 取得状況 令和3年10月6日 相続 仮登記・抵当権 無 位置 第2種農地 農用地区域外 宅地に接続 1 1 ページをご覧ください。大字○○字○○地内の農地になります。次ページをご覧ください。左が公図、右が配置図になります。 受人は現在○○市でアパート暮らしですが、結婚を機に、将来の子育て等を見

	据え自己用住宅を検討し、土地を探していたそうです。夫婦の実家及び職場の中間地点であることや、小学校が近くにあることなどが決め手となり申請に至ったそうです。道路接続については、申請地西の6.1m道路に水道と集落排水を接続するとのことです。建物は新築平屋建て、建築面積は120.90㎡の予定です。以上となります。ご審議をお願いいたします。
議 長	5条の規定による番号3を審議いたします。9番委員より補足説明をお願いします。
9 番委員	申請地を確認しましたが、特に問題はないと思います。ご審議の程よろしくお願いします。
議 長	次に、推進委員松久4番から意見がありましたらお願いします。
推進委員 松久4番	特に問題はないと思います。ご審議の程よろしくお願いします。
議 長	次に、推進委員の方から意見がありましたら挙手をお願いします。意見がないようですので次に移ります。 次に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いします。3番委員。
3 番委員	進入路は、隣の所有者と共有で使うのでしょうか。
議 長	事務局より説明をお願いします。
事務局	当人同士の事なので何とも言えませんが、おそらく共有で使うのだと思われます。 他に、農業委員の方で質問のある方の挙手をお願いします。質問がないようですから、採決したいと思います。農地法第5条の番号3について、許可相当と思われる農業委員の方の挙手をお願いします。

	(農業委員全員挙手) 賛成全員につき、許可相当と決定します。 5条の審議が終わりましたので事務局長より審議結果の確認をお願いします。
事務局長	農地法第5条の番号1、番号2、番号3の案件につきましては許可相当と議決されました。
議 長	第3号議案 美里町農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に係る意見について審議いたします。事務局より説明をお願いいたします。
事務局	13ページをご覧ください。農業振興地域整備計画の変更に係る意見照会です。農振農用地（青地）は町が指定しています。そして、農用地から除外（白地）する場合には農業委員会に意見照会することが定められています。 次のページをご覧ください。事業計画者 ○○ ○○ 変更目的 分家住宅 大字○○○字○○△△△△番△の一部 地目 畑 農振除外面積 500㎡ 農振除外の5要件はすべて満たしているとの報告です。 次ページをご覧ください。大字○○○地内の農地になります。 次ページをご覧ください。公図と配置図です。 事業計画者は○○町の借家に夫婦と子供2人で生活しています。子供が令和6年4月から小学校に入学するため、これを機に、実家近くに住宅建てる計画を立て、親に相談したところ、親の所有する実家近くの農地を進められたそうです。 説明は以上となります。よろしくお願いします。
議 長	次に、推進委員の方で意見がありましたらお願いします。意見がないようですから、次に移ります。 次に農業委員の方で意見がありましたら挙手をお願いいたします。質問がないようですから、採決したいと思います。農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、「意見なし」とすることでよいと思われる農業委員の方の挙手を求めます。

	(農業委員全員挙手) 賛成全員につき、決定します。
議 長	第４号議案 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について審議いたします。事務局より説明をお願いいたします。
事務局	１８ページをご覧ください。美里町で定めている農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改正にあたり、農業委員会への意見照会がありました。 １８ページの右側をご覧ください。農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想 改正（案）の趣旨と概要です。 基本的な構想とは、農業経営基盤強化促進法に基づき、都道府県が策定する「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な指針」に即して、地域の実情を踏まえて市町村が策定するものです。本構想は、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立することを目的としています。 今回の改正は、同法の一部改正に伴い、新たに創設された「地域計画」を実施していくための文言の修正および追加となっています。 この「地域計画」ですが、地域農業の将来のあり方等を示し、かつ「１０年後、この農地は誰が耕作しているかを示した地図：目標地図」を作成するものとなっています。続きまして、基本的な構想の内容ですが、こちらは、本日、事前配布してあります基本な構想の改正案全文について、内容を抜粋したうえで、改正点について記載しています。第１で、農業経営基盤の強化の促進に関する目標が書かれており、第２、第３で農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの「効率的かつ安定的な農業経営の指針」と「新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標」が書かれています。 第１から第３の改正点は、文言の微修正のみとなっています。 第４は今回、新たに設けられた項目で、農業を担う者の確保及び育成に関する事項です。 １ 農業を担う者の確保及び育成の考え方については、関係機関と連携して研修や指導等に取り組むとしています。 ２ 美里町が主体的に行う取り組みについては、多様な人材を確保するため、研修の実施、研修農場の整備、農用地や農機具等のあっせん、資金面のサポートを行

	うとしています。 3は関係機関との連携・役割分担の考えかたが書かれており、そのなかで、農業委員会の役割は、「新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報提供、農地等の照会・あっせん等を行う。」となっています。 4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供について、町は、関係機関と連携し、就農受け入れ体制の整備、経営移譲希望者の情報収集及びサポートを行うとしています。 第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項の2その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項について一部改正しています。 改正内容は、町及び関係機関が連携し、水田地帯では担い手への集積を加速させ、中山間地域や担い手不足地域では農用地の確保・有効利用を図るための施策に取り組むことを盛り込んでいます。 第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項1第18条第1項の協議の場の設置方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項が新規で追加となっています。 ①から④まであり、新たに法で定められた地域計画を達成するために必要な、協議の場の設置方法等について定めたものです。 2及び3は語句の微修正です。 4 埼玉ひびきの農業協同組合が行う農作業の委託のあっせん促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項 (1)(2)は語句の微修正(3)農作業の受委託を促進するための環境整備の項目が新規追加となっています。 地域計画の実現にあたって、農作業受託料金の情報提供や、新規受託者の育成をするなど環境整備方法について記載されています。 第7 その他 附則が追加されています。内容は、利用権の設定は経過措置により令和7年3月31日まで可能ですが、地域計画が策定され公告されるとできなくなる旨記載されています。 説明は以上となります。よろしくお願いします。
議 長	次に、推進委員の方で意見がありましたらお願いします。大沢2番。
推進委員 大澤2番	美里町の概要のところに、美里町の営農型太陽光のことについて記載した方がいいのではないのでしょうか。

議 長	事務局より説明をお願いします。
事務局長	今回の改正は、法改正によって変更されるものですが、内容は新たに創設された「地域計画」が中心の一部改正になっております。今後地域計画を策定するにあたり、地域の話し合いの中で、営農型太陽光の話があれば概要の変更も検討しなければと思いますが、今の段階では新たに創設された「地域計画」について一部改正ですのでご理解いただければと思います。
議 長	他に、推進委員の方で意見がありましたらお願いします。意見がないようですから、次に移ります。 次に農業委員の方で意見がありましたら挙手をお願いいたします。質問がないようですから、採決したいと思います。 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について、「意見なし」とすることでよいと思われる農業委員の方の挙手を求めます。 (農業委員全員挙手) 賛成全員につき、決定します。
議 長	第 5 号議案 農用地利用集積計画（案）による利用権決定について審議いたします。事務局より説明をお願いいたします。
事務局	農用地利用集積計画（案）による利用権の決定について説明させていただきます。 20 ページをご覧ください。町から農地中間管理事業 阿那志・関地区外 7 地区における農用地利用集積計画（案）が作成されました。 本議案にて、農用地利用集積計画の決定の可否を審議していただきます。 なお、集積計画が決定となった場合は、町の方で公告をすることにより、権利の移動が生じることになります。 それでは、議案書 21 ページの阿那志・関地区から順に説明させていただきます。利用権の期間、種類 令和 5 年～令和 15 年の 10 年間・賃貸借、面積 田 5, 499 m² 計 5, 499 m²、貸手 3、借手 1、筆数 4、借賃 1 反あたり 4, 000 円。22 ページをご覧ください。こちらが阿那志・関地区の内訳となって

おります。

続いて、議案書 23 ページをご覧ください。こちらは下児玉地区の集積計画になります。利用権の期間、種類 令和 5 年～令和 15 年の 10 年間・賃貸借、面積 田 4,419㎡ 計 4,419㎡、貸手 1、借手 1、筆数 1、借賃 1 反あたり 4,000 円。24 ページをご覧ください。こちらが下児玉地区の内訳となっております。

続いて、議案書 25 ページをご覧ください。こちらは関地区の集積計画になります。利用権の期間、種類 令和 5 年～令和 15 年の 10 年間・賃貸借、面積 畑 5,508㎡ 計 5,508㎡、貸手 1、借手 1、筆数 2、借賃 1 反あたり 3,000 円。26 ページをご覧ください。こちらが関地区の内訳となっております。

続いて、議案書 27 ページをご覧ください。こちらは広木・駒衣地区の集積計画になります。利用権の期間、種類 令和 5 年～令和 15 年の 10 年間・賃貸借、面積 田 5,825㎡ 計 5,825㎡、貸手 3、借手 1、筆数 6、借賃 1 反あたり 6,500 円。

28 ページをご覧ください。こちらが広木・駒衣地区の内訳となっております。

続いて、議案書 29 ページをご覧ください。こちらは根木・阿那志地区の集積計画になります。利用権の期間、種類 令和 5 年～令和 15 年の 10 年間・賃貸借、面積 田 2,662㎡ 畑 2,138㎡ 計 4,800㎡、貸手 2、借手 1、筆数 3、借賃 1 反あたり 4,000 円。30 ページをご覧ください。こちらが根木・阿那志地区の内訳となっております。

続いて、議案書 31 ページをご覧ください。こちらは十条地区の集積計画になります。利用権の期間、種類 令和 5 年～令和 15 年の 10 年間・賃貸借、面積 田 8,075㎡ 計 8,075㎡、貸手 2、借手 1、筆数 5、借賃 1 反あたり 4,000 円。32 ページをご覧ください。こちらが十条地区の内訳となっております。

続いて、議案書 33 ページをご覧ください。こちらは小茂田地区の集積計画になります。利用権の期間、種類 令和 5 年～令和 15 年の 10 年間・賃貸借、面積 田 87,086㎡ 畑 32,644㎡ 計 119,730㎡、貸手 29、借手 1、筆数 79、借賃 1 反あたり 3,000 円～4,000 円

34 ページ、35 ページをご覧ください。こちらが小茂田地区の内訳となっております。

続いて、議案書 36 ページをご覧ください。こちらは沼上地区の集積計画になります。利用権の期間、種類 令和 5 年～令和 15 年の 10 年間・賃貸借、面積 田 4,089㎡ 計 4,089㎡、貸手 2、借手 1、筆数 2、借賃 1 反あたり 4,000 円。37 ページをご覧ください。こちらが沼上地区の内訳となっております。

以上が、第 5 号議案になります。ご審議をお願いいたします。

議 長	農用地利用集積計画（案）による利用権の決定について審議いたします。推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いいたします。松久 2 番
推進委員 松久 2 番	根木・阿那志地区の畑の賃料が 0 円の理由はなんですか。
議 長	事務局より説明をお願いします。
事務局	当時の根木・阿那志地区の農地中間管理事業を推進した際に、地域の担い手会議にて、地区の賃料が決まりまして田んぼが 1 反当り 4, 0 0 0 円、畑は 0 円と決まったためです。
議 長	推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いいたします。大沢 3 番。
推進委員 大沢 3 番	地区ごとの集積率は、把握していますか。
議 長	事務局より説明をお願いします。
事務局	正確な数値は分かりませんが、集積率が高い地区で 6 0 %、低い地区で 2 0 %程です。
議 長	推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いいたします。意見がないようですので次に移ります。 次に農業委員の方で質問がありましたら挙手をお願いいたします。6 番委員。
6 番委員	地区によって賃料は様々ですが、今後中間管理事業を推進していくにあたり、美里町で賃料は統一した方がいいのではないかと感じました。 また現在、中間管理事業を推進し空いた農地を中核農家にあっせんしていると思いますが、その中核農家も手一杯の状況ですので、農業政策で何か解決策を考えなければと感じているところです。

議 長	貴重な意見ありがとうございます。 他に農業委員の方で質問がありましたら挙手をお願いいたします。3番委員。
3番委員	耕作者がすべて〇〇〇〇となっておりますが耕作者は決まっているのでしょうか。
議 長	事務局より説明をお願いします。
事務局	耕作者は既に決まっております、次の議案で〇〇〇〇から実際に耕作を行う耕作者へ配分してよいかの意見をいただく予定です。
3番委員	水利費は誰が負担するのですか。
議 長	事務局より説明をお願いします。
事務局	美里町で農地中間管理事業を利用する貸借での水利費につきましては、耕作者負担となります。 他に農業委員の方で意見がありましたら挙手をお願いいたします。質問がないようですから、採決したいと思います。農用地利用集積計画（案）による利用権の決定について、賛成と思われる農業委員の方の挙手を求めます。 （農業委員全員挙手） 賛成全員につき、決定します。
議 長	第6号議案 農用地利用集積等促進計画（案）について議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局	３８ページをご覧ください。こちらについては、先ほど第５号議案で決定された、農地所有者から農地中間管理機構へ権利設定された農地を農地中間管理機構から耕作者へ配分、または既に農地中間管理機構が集積した農地を再配分する計画の（案）になります。 本議案については、法律（農地中間管理事業の推進に関する法律：１９条）で農業委員会の意見を聴くものとして定められており、促進計画の案のとおり農地中間管理機構から耕作者へ配分してよいかの意見照会になります。よろしくお願いいたします。 ３９ページをご覧ください。こちらは阿那志・関地区の促進計画案になります。この促進計画案の見方ですが、左から賃借権の設定を受ける者（耕作者）の氏名、住所が記載されております。その右隣に賃借権の設定を受ける土地の（地番等）の情報、その隣に現在、中間管理機構から賃借権の設定を受けている者の情報が記載されております。この欄が空欄の土地に関しては、中間管理機構が初めて耕作者に配分する土地になります。その右に設定する権利の内容（期間や借賃等）が記載されておりますのでご確認くださいと思います。 ３９ページから４６ページが阿那志・関地区の計画（案）、４７ページが下見玉地区の計画案、４８ページが関地区の計画案、４９ページは広木・駒衣地区の計画案、５０ページは根木・阿那志地区の計画案、５１ページ、５２ページは十条地区の計画案、５３ページから６１ページまでが小茂田地区の計画案、６２ページが沼上地区の計画案となっております。 以上、第６号議案になります。ご審議をお願いいたします。
議 長	農用地利用集積等促進計画（案）について審議いたします。推進委員の方で意見がある方は挙手をお願いいたします。意見がないようですので次に移ります。 次に農業委員の方で質問がありましたら挙手をお願いします。５番委員。
５番委員	〇〇〇〇さんの経営面積はどれくらいになりますか。
議 長	事務局より説明をお願いします。

事務局	〇〇〇〇さんの経営農地は現在約20haで、11月1日からは約5ha増える予定です。
議長	次に農業委員の方で質問がありましたら挙手をお願いします。1番委員。
1番委員	同じ農地を稲の期間と麦の期間で違う方が行うというのは可能なのでしょうか。
議長	事務局より説明をお願いします。
事務局	美里町ではあまり少ないですが、期間借地の設定は可能となります。
1番委員	田んぼで麦しか作らない人が、稲の期間に水を出しっぱなしにして管理が杜撰な方がいますが、そういった方にはこちらから注意したりしても良いのでしょうか。
議長	事務局より説明をお願いします。
事務局	そういった事情があれば、委員さんから耕作者に伝えていただいてもいいですし、事務局に問い合わせいただければ耕作者に伝えることは可能です。
1番委員	美里町の農地を、町外の方が借りている割合は分かかりますか。
議長	事務局より説明をお願いします。
事務局	正確な数値が分かりませんので、調べて後日報告させていただきます。
議長	事務局は調べて次回報告をお願いします。

会長代理	次に農業委員の方で質問がありましたら挙手をお願いします。 質問がないようですから、採決したいと思います。農用地利用集積等促進計画（案）について、意見なしと回答していいと思われる農業委員の方の挙手を求めます。 （農業委員全員挙手） 賛成全員につき、意見なしと決定します。 議案のすべてを審議いたしましたので、これで会議を閉じ議長の任を解かせていただきます。慎重審議ありがとうございました。 閉会を会長代理、お願いいたします。 以上をもちまして、第8回の農業委員会総会を終了します。慎重審議ありがとうございました。
上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。 令和5年8月25日 議 長 署名委員 署名委員	